二　理容師法第五条の二第二項（同法第五条の四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　理容師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　理容師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　理容師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

120‖　法別表第一の五十七の三十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［新設］

一　理容師法第三条第一項の理容師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

二　理容師試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

121‖　法別表第一の五十七の四十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［新設］

一　美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第三条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　美容師法第五条の二第二項（同法第五条の四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　美容師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　美容師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　美容師の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

122‖　法別表第一の五十七の四十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［新設］

一　美容師法第四条第一項の美容師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

二　美容師試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

123‖　法別表第一の五十七の四十二の項の総務省令で定める事務は、クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項のクリーニング師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

［新設］

124‖・125‖　［略］

86‖・87‖　［同上］

126‖　法別表第一の五十九の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［新設］

一　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第二条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　薬剤師法第七条第二項の交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答